



子どもの権利を守るキャンプづくり

現在、子どもを取り巻く社会の仕組みは大きく変化しており、2024年6月にはこども家庭庁から「こどもまんなか実行計画」が具体的な施策として示されました。こうしたなか、時代に即したキャンプづくりとは、どういったものでしょうか。今号では、行政、民間で取り組みが進む「子どもの意見表明権」をキャンプの視点から再考しつつ、指導者はどのような配慮が必要か現場の例を通じて学んでいきます。

キャンプにおける 子ども・若者参画の 実践と課題

子どもが持つ権利 一意見を自由に表す権利を尊重する—

01

キャンプの「コ・デザイン」

キャンプで子ども・若者に関わっている人々の多くは、彼ら彼らの主体性の尊重／発揮を目指していることでしょう。しかし、実際はプログラムやアクティビティのデザインや決まりごとやルールの設定に、子ども・若者が関わることは限られています。スタッフがキャンプでの活動／生活を主導し、子ども・若者は「参加者」のポジションにとどめ置かれていることは少なくありません。それ

では主体性の尊重／発揮という観点で不十分でしょう。

子どもの権利は3P (Provision/Protection/Participation) から成っています。教育や支援の対象としてサービスを提供 (Provision) したり、保護 (Protection) したりするだけではなく、社会形成過程への参画 (Participation) を保障していくことが「子どもの権利を守る」ことに他なりません。キャンプにおいても、コ・デザイン

川中 大輔

龍谷大学社会学部 准教授

シチズンシップ共育企画代表。こども家庭審議会こども・若者参画及び意見反映専門委員会委員。社会参画を通じた能動的市民性の涵養や市民による社会イノベーションが研究／実践のテーマ。

福井 邦晃

特定非営利活動法人

ブレーンヒューマニティー 事務次長

日常・非日常の体験を通じた子ども・若者のエンパワメントや子ども・若者に関わるボランティアの育成・マネジメントを専門としている。園田学園女子大学非常勤講師。

(Co-Design)*に取り組むパートナーと位置づけていくことが望されます。コ・デザインのパートナーとすることは、子ども・若者のエンパワメント*につながるだけではなく、子ども・若者の思いに即したキャンプの実現にもつながります。

*編集部注：

コ・デザイン……つくり手と利用者・利害関係者が一緒につくり出す手法。

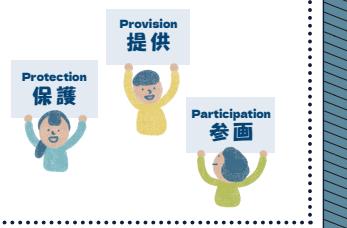
エンパワメント……潜在能力を引き出し、自己決定や自己実現を行えるようにすること。

子どもの権利

1989年11月20日、国連総会において採択された「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」にて、子どもの権利が定められる。

条約は、①差別されない、②子どもの最善が

第一に考えられる、③命を守られ成長できる、④意見を聞かれる、という4つの基本原則で成り、子どもの権利を提供 (Provision)、保護 (Protection)、参画 (Participation) という3つのPで示している。



②

子ども・若者の意見反映をめぐる困難

子ども・若者の参画を実現するために、大人は意見表明／意見反映の場を設けることになります。しかし、子ども・若者の意見表明／意見反映を実際に取り組むといくつも の困難に立ち向かわねばならなくなります。

まず、意見形成をめぐる課題です。参画機会を設けても、子ども・若者自身が自分の内にある思いをすくい取れていなかったり、意見の形成に必要な情報が不足していたりすることがあります。こうした場合、意見を求める「何でもいい」「よくわからない」「決めてほしい」という声が返ってくることになります。

次に、意見表明をめぐる課題です。意見が形成されても、安心の風土が醸成されておらず、子ども・若者が周囲からの反応に対して不安や懸念を抱いて、表現することを躊躇したり、意見を曖昧にしたりすることができます。多数派に同調することも少なくありません。また、言葉にして説明することに表現方法が限られると、言語化が不得手な子ども・若者はもどかしさを感じることとなります。「何を言っても大丈夫」と思える場をつくりつつ、自らの思いを適切に表現できるよう多様な方法を示す必要性が出てきます。

最後に、意見反映をめぐる課題です。意見が表明されても、子ども・若者同士や子ども・若者とスタッフの間において意見が一致せずに葛藤を生むことがあります。全ての意見をそのまま反映できることは少なく、合意形成の対話は難しさが伴います。

それでは、これらの難しさに対して、キャンプのスタッフはどのように関わったり、どのようにプログラムをデザインしたりしていけばよいのでしょうか。本稿ではNPO法人ブレーンヒューマニティー（兵庫県西宮市、以下BH）の実践を取りあげます。

③

キャンプにおける子ども・若者の意見反映の事例

BHでは小学校3年生～中学生を対象に「子どもがプログラムを決める」というコンセプトのキャンプを実施しています。当日は異学年の5～6人で構成されたグループにリーダーを2名配置。集合時から「みんなで決めること」と「みんなが納得すること」の2点を主眼におくことを繰り返し伝えてています。例えば初日の夕食では、スープや肉類・野菜類、炭水化物など、それぞれ数種類の具材を用意し、そこからオリジナル鍋をグループでつくる活動があります。「自分たちで決める」活動も内容によっては合理的に考えれば辿り着けるある種「正解」のようなものもあります。しかし、食べ物の好みは人によって違うことが子どもにも分かりやすく、他のメンバーと違っても意見を表明しやすいものです。食の好みは意見形成のハードルも高くありません。

また、「〇〇鍋にはこの具材を入れる！」という約束ごとは家庭によって異なっています。その差異にリーダーが注目して関わることで、「ちがい」をおもしろがれる雰囲気をつくることもできます。こうした地ならしが、食後に行われるプログラム計画時の意見表明を円滑化してくれます。



子どもがプログラムを計画する際、安全上のルールや制約はあるものの、自由度は高く設定しています。その上で、全員が納得いく内容にするための話し合いを行うこ

とになります。ここでのハードルは一人ひとりの意見表明をした後にあります。「自分のやりたい！」が「他者のやりたい！」を阻害する状況が起きてくるからです。お互いが納得する状況はすぐにつくれないため、難航することもあります。そのため、グループでの話し合いの後、就寝前にリーダーが子どもと個別に話す時間を設けています。安全・安心な状況だからこそ、一日の活動や夜の話し合いの時に感じていたことや考えていたことが自然と話題にあがります。この過程で自らの意見を再考し、さらなる意見形成に昇華させるサイクルが生まれています。こうした意見形成／意見表明のサイクルを繰り返すことで、子どもたちは意見表明の難しさだけではなく、それを乗り越えるおもしろさや充実感を得ていくこととなります。

④

“すべて”的子ども・若者の参画へ

創意工夫を凝らした意見表明／意見反映の機会を設けたからといって、参画のしやすさを巡る課題は残ります。例えば、障害があつたり医療的ケアを受けたりしている子ども・若者、母語／母文化が異なる移民背景の子ども・若者、セクシュアル・マイノリティの子ども・若者は、参画にあたってさまざまな障壁に直面することとなります。子ども・若者の間には

力関係が常に既に存在しているのです。

この力関係の中には、当然ながらジャー グの影響も現れてきます。“すべて”的の子ども・若者の権利を守るキャンプをつくるためには、スタッフがこうした力関係に対する感度を高め、衡平化していく努力を積み重ねていかなければなりません。こども家庭庁が発行した『こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン』（2024

年3月）には、こうした課題への対応についても言及されています。キャンプ関係者の方々にも参照していただきたいものです。

参画の権利が守られたキャンプにおいて、子ども・若者は参画の価値を体感し、参画の態度／能力を形成していくこととなります。キャンプは民主主義を支え強めていく社会的責任を積極的に果たすことができるのです。